

(別紙)

平成13年度環境省政策評価結果の平成15年度概算要求等への反映事例

分野1．地球温暖化対策

【評価結果の概要】

新しい地球温暖化対策推進大綱に基づき、まず第1ステップ(2002～2004年)における地球温暖化対策を着実に進めていく必要がある。
住宅・建設物に係る各種の温暖化対策を始めとする民生部門における対策を強力に推進するとともに、運輸部門からの温室効果ガス排出削減と自動車の原因とする大気汚染の防止を図るため、環境負荷の少ない交通の実現に向けた取組を強化する必要がある。
地球温暖化対策税制については、具体的な制度案の策定等について引き続き検討を進める必要がある。
2013年以降の第2約束期間も視野に入れながら、米国等の先進国や中国・インド等の途上国の積極的な参加が得られるよう、継続的な働きかけや途上国への技術的支援を行っていくとともに、国内における更なる温室削減効果ガス削減について検討を始める必要がある。

【15年度の方向性】

地球温暖化推進大綱の推進
民生部門や運輸部門に係る地域・日常生活対策の充実
京都メカニズムの活用のための基盤整備
すべての国が参加する共通のルールづくりの構築
途上国の参加促進のための科学的能力の向上の支援
温暖化対策のための環境税の在り方の検討

【反映状況】

平成15年度環境省重点施策への反映

1．脱温暖化社会・循環型の持続可能な社会の迅速な構築

(1) 持続可能な社会の基盤づくり

政府一体となった京都議定書目標達成計画の着実な実行
京都議定書の温室効果ガス6%削減約束を着実にするため、本年3月に決定した新しい地球温暖化対策推進大綱を基礎として策定する京都議定書目標達成計画を、政府が一体となって着実に実行していく。この大綱に基づく政府全体の施策の進捗

状況を的確に把握し、評価していくため、温室効果ガス排出量・吸収量の把握・速報化への体制整備を進める。

また、高効率発電やバイオマスを活用した廃棄物処理・リサイクル施設、自然体験施設など、地球温暖化対策の観点も踏まえた施設整備を進める。

《事業の拡充を図るものの例》

(単位：百万円)

15年度要求額(14年度予算額)

・ごみメタン回収施設等の拡充

(廃棄物処理施設整備費補助のごみ処理施設〔公共〕 64,039(63,330)のうち
(施策名：一般廃棄物対策)
(事務事業名：第8次廃棄物処理施設整備計画に沿った着実な施設整備の推進)

地球温暖化対策に資するごみメタン回収施設の整備を促進するため、現行の補助対象(1施設で1日処理量5t以上)に加えて、新たに分散型(複数の施設で1日処理量5t以上)の施設についても補助対象とするよう予算を要求することとした。

・温室効果ガス排出量・吸収量管理体制整備費

367(204)

(施策名：地球温暖化対策)

(事務事業名：エネルギー需給両面の対策を中心とした二酸化炭素排出削減対策の推進)

我が国は気候変動枠組条約に基づき、温室効果ガス排出・吸収量目録を作成してきたところであるが、本年6月に我が国が締結した京都議定書が発効する見通しとなったことに伴い、同議定書が各国に求めている排出量・吸収量算定のための国内体制の整備を行うほか、新たに算定方法の改善、品質保証・品質管理計画の策定などを行うための予算を要求することとした。

脱温暖化型ライフスタイル(環のくらし)を目指した日常生活の改革

特に温室効果ガス排出量の増加が著しい国民の日常生活からの温室効果ガス排出量を抑制するため、脱温暖化型の環境にやさしいライフスタイル(環のくらし)への転換に向けた運動を全国的に展開する。このため、改正地球温暖化対策推進法に定められている地域協議会や活動推進員を活用し、地域のパートナーシップによる対策の推進や日常生活に関する取組への働きかけなど、草の根レベルでの活動に対する支援の充実を図る。

《事業の拡充を図るものの例》

(単位：百万円)

15年度要求額(14年度予算額)

・「環のくらし」推進事業費

196(110)

(施策名：地球温暖化対策)

(事務事業名：国民各界各層による更なる地球温暖化防止活動の推進)

温室効果ガスの排出量の伸びが著しく大きい家庭やオフィスを含む民生分野における対策を進めるため、「環の国くらし会議」の開催及び環のくらし情報発信事業等の取組を始めとして、市民、企業、行政等による情報交換の場の創設、DVD啓発キッ

ト等の提供等による都道府県地球温暖化防止活動推進センター等の活動支援、そして、エコプロダクツの普及に向けたメーカー側とユーザー側の情報交換の場の提供のための予算を要求することにより、地域や企業の取組、そして国民一人ひとりの意識改革等を一層推進することとした。

脱温暖化社会の構築に向けた費用効果的な対策及び国際協力の推進

温室効果ガスを費用効果的に削減するため、本年6月に取りまとめた中環審地球温暖化対策税制専門委員会の中間報告で示された環境税の在り方について検討を進めるとともに、自主的な国内排出量取引を推進する。

また、京都メカニズムの活用のための基盤整備・事業者支援を推進するとともに2013年以降の第2約束期間も視野に入れながら、米国や途上国を含むすべての国が参加する共通のルールを構築するための政策対話を進める。

《新規に予算要求したものの例》

(単位：百万円)

15年度要求額(14年度予算額)

- ・(新)自主的な国内排出量取引推進費 49(0)
(施策名：地球温暖化対策)
(事務事業名：京都メカニズムの活用)

市場メカニズムを活用して効率的に排出量を削減する手段として、国内事業者等を対象とした国内排出量取引を導入することについて、世界的に関心が高まっている。しかしながら、我が国においては、国内排出量取引を環境保全のための制度として実施したことが無いため、あらゆる知見が不足している。

そこで、国内排出量取引に関する知見を蓄積するとともに、第2ステップ以降(2005年～)の本格的な導入に向けた検討に資するために、事業者等の自主的な参加により試行的な国内排出量取引を実施するための予算を要求することとした。

《事業の拡充を図るものの例》

- ・炭素税導入の対策効果及び経済活動への影響等に関する検討調査費 30(10)
(施策名：地球温暖化対策)
(事務事業名：エネルギー需給両面の対策を中心とした二酸化炭素排出削減対策の推進)

地球温暖化税制については、平成13年10月に設置した中央環境審議会の地球温暖化対策税制専門委員会において本年6月には中間報告が取りまとめられ、必要があれば2005年以降早期に温暖化税制を導入することが提言されたところである。

そこで、具体的な炭素税の制度案の検討や炭素税導入の対策効果及び経済活動への影響等に関する検討を行うための予算を要求することとした。

分野 2 . 循環型社会の形成に向けた廃棄物・リサイクル対策

【評価結果の概要】

全体として概ね順調にリサイクルの推進が図られているところであり、今後、リサイクルされた再生品の需要を喚起していくことが必要である。

産業廃棄物処理の「確実かつ適正な処理」への転換を進め、優良な産業廃棄物処理業者が市場の中で優位に立つ構造への転換を進める必要がある。

IT等を活用した不法投棄監視の高度化を図るとともに投棄された廃棄物の原状回復措置の推進を支援する必要がある。

循環型社会構築のために必要な廃棄物処理・リサイクル施設の整備に対する財政的・技術的支援について、地球温暖化対策も視野に入れながら、施設整備を進める必要がある。

最終処分場の信頼回復や容量確保に向けた不適正最終処分場の適正化、最終処分場の再生及び新世代型処分場の普及が必要となっている。

地域の特性や経済性を考慮した合併処理浄化槽の整備や市町村が運営主体となる特定地域生活排水処理事業の効率的な推進が必要となっている。

【15年度の方向性】

3Rの推進

排出事業者責任の徹底、産業廃棄物処理業の構造改革の推進

不適正処理の防止、産業廃棄物処理に対する信頼回復

地球温暖化対策も視野に入れた廃棄物処理・リサイクル施設の整備

合併処理浄化槽の整備の促進

【反映状況】

平成15年度の重点施策へ反映

1. 脱温暖化社会・循環型の持続可能な社会の迅速な構築

(1) 持続可能な社会の基盤づくり

廃棄物等の発生抑制と適正な循環的利用の促進に向けた取組の拡充

平成13年度策定の国の基本方針及び14年度末までに策定予定の「循環型社会形成推進基本計画」を踏まえ、循環型社会構築のための廃棄物処理・リサイクル施設の整備を進めるなど、廃棄物等の発生抑制及び適正な循環的利用の促進に努める。

また、廃棄物処理施設重点化計画（仮称）を策定するとともに、PFI方式による効率的な公共関与の廃棄物処理施設整備等を進める。

《事業の拡充を図るものの例》

（単位：百万円）

15年度要求額（14年度予算額）

・循環型社会形成推進基本計画フォローアップ経費

102(25)

(施 策 名 : 循環型社会の形成の推進のための基本計画)

(事務事業名 : 循環型社会形成推進基本計画の策定等)

循環型社会形成推進基本計画が平成14年度中に策定されるのに併せて、また、循環型社会についての周知度が未だ高くない状況にあることを踏まえて、循環基本計画の進捗状況を適正に把握するとともに国民各界各層へ循環型社会形成へ向けた3Rの取組や知識の普及・浸透を図るための予算要求を行い、循環基本計画の効果的な実施及び適切な見直しにつなげることとした。さらに、循環型社会の形成に向けた実証事業を行うための予算を要求することにより、これまで取組の弱かったリデュース(排出抑制)、リユース(再使用)を中心とする循環型社会に向けた取組を推進することとした。

(2) 経済のグリーン化・環境ビジネスの推進

環境ビジネスの活性化等による経済のグリーン化の推進

優良化した産業廃棄物処理業をさらにより高度なサービスを提供する産業として発展できるようにするためのビジョンやビジネスモデルの提示などの取組を行う。

《新規に予算要求したものの例》

(単位 : 百万円)

15年度要求額 (14年度予算額)

・ (新) 産業廃棄物処理業リ・スタイル化計画推進事業費 50 (0)

(施 策 名 : 産業廃棄物対策)

(事務事業名 : 不法投棄等の不適性処理対策の実施
廃棄物等の適正な輸出入の確保)

平成12年の廃棄物処理法改正により、安価で不適正になりがちな処理から、優良な処理業者による適正な処理への転換を図る構造改革が進行している産業廃棄物処理業において、構造改革の先に目指すものとして、循環型・環境負荷低減型という観点から、優良化した産業廃棄物処理業をさらにより高いサービスを提供する産業に進化させていくことが必要である。

このため、循環型社会におけるリデュース・リユース・リサイクルの3Rを軸とし、最終処分量の最小化、温暖化防止、汚染物質の最小化を実現する産業廃棄物処理業のこれからの新しいビジネススタイルを確立させるため、産業廃棄物処理業の将来ビジョンや新しいビジネスモデルの提示など、産廃処理ビジネスの育成と活性化を推進するために必要な各種調査等を新たに実施するための予算を要求することとした。

(1) 持続可能な社会の基盤づくり

廃棄物の適正処分・不法投棄対策の強化

産業廃棄物の不法投棄を始めとする不適正処理の防止対策や不法投棄の現状回復措置の強化を図り、廃棄物処理に関する国民の信頼を回復していくとともに、埋立処分地の再生など一般廃棄物最終処分場の信頼性向上・容量確保に向けた取組を進める。

さらに、PCB 廃棄物処理については、拠点的処理施設の整備など全国的な処理

《新規に予算要求したものの例》

(単位：百万円)

15年度要求額(14年度予算額)

・(新)産業廃棄物不法投棄地再生事業

(廃棄物処理施設整備費補助のうち)〔公共〕 26,000(0)

(施策名：廃棄物の不法投棄の防止等)

(事務事業名：不法投棄等の不適正処理対策の実施)

不法投棄等の産業廃棄物の不適正処理に係る原状回復措置を代執行する都道府県を費用面から支援するため、そのために設けられた基金(適正処理推進センター制度)の造成に国庫補助を行ってきているところである。

さらに、本制度の支援対象となっていない制度施行前(平成10年6月以前)に行われた不法投棄事案の原状回復措置の着実な推進を図るために、平成10年6月以前の不法投棄事案のうち、青森・岩手県境大規模不法投棄のような原状回復措置が今後のモデルケースとなるような事案に対して国庫補助を行うための予算を要求することとした。

《事業の拡充を図るものの例》

・PCB廃棄物の拠点処理における運行状況管理のためのシステム開発 51(15)

(施策名：産業廃棄物対策)

(事務事業名：PCB廃棄物の適正な処理の推進)

PCB廃棄物が複数自治体を通して、PCB廃棄物の拠点処理施設へ集中搬入されるのは初めてであり、収集運搬についてより高度な安全性を確保することが求められており、地域住民の不安感を払拭し、安心感を得られるよう、運行状況に係る情報を高度に管理するとともに、その情報を公開することが必要不可欠である。

このため、北九州市における拠点処理施設をモデルとして、拠点処理施設に搬入されるPCB廃棄物の運行状況をリアルタイムで管理するとともに、地元住民等に対して情報提供を行うことができるシステムを開発することとし、平成15年度は、前年度に行った運行管理システム及び情報提供システムの検討結果に基づき、システムの開発を行うための予算を要求することとした。

政府一体となった京都議定書目標達成計画の着実な実行

高効率発電やバイオマスを活用した廃棄物処理・リサイクル施設、自然体験施設など、地球温暖化対策の観点も踏まえた施設整備を進める。

《事業の拡充を図るものの例》

(単位：百万円)

15年度要求額(14年度予算額)

・ごみメタン回収施設等の拡充(再掲)

(廃棄物処理施設整備費補助のごみ処理施設〔公共〕 64,039(63,330)のうち)

(施策名：一般廃棄物対策)

(事務事業名：第8次廃棄物処理施設整備計画に沿った着実な施設整備の推進)

地球温暖化対策に資するごみメタン回収施設の整備を促進するため、現行の補助対象（1施設で1日処理量5t以上）に加えて、新たに分散型（複数の施設で1日処理量5t以上）の施設についても補助対象とするよう予算を要求することとした。

健全な水循環に資する合併処理浄化槽の整備強化

効率的効果的な污水处理施設の整備を図るため、設置費用も比較的安価で水質の保全と河川の水量が確保でき、健全な水循環に資する合併処理浄化槽の整備を一層進める。

《事業の拡充を図るものの例》

（単位：百万円）

15年度要求額（14年度予算額）

・合併処理浄化槽設置整備事業の促進〔公共〕

22,482(15,660)

（施策名：合併処理浄化槽の整備によるし尿等の
適正な処理の推進）

（事務事業名：特定地域生活排水処理事業の実施）

污水处理施設の整備の中心が大都市から中小市町村に移行していることから、中小市町村の生活排水対策として、家屋間距離の長い地域で経済的効率的な合併処理浄化槽の整備の推進を行おうとするものである。特に、市町村が合併処理浄化槽の設置主体となって面的整備を図り適正な維持維持管理を行う特定地域生活排水処理事業について、地域要件の拡充等を行うための予算を要求することとした。

分野3．環境ビジネス・環境研究技術の振興

【評価結果の概要】

今後は、モノづくりだけでなくサービスも含めた環境ビジネスの振興に向け、環境ビジネスを展開している企業等との意見・情報交換の場作り、グリーン購入や環境ビジネス推進のための情報提供の場の設置、対象品目の拡充を始めとしたグリーン購入の一層の促進や環境技術の実証を行う体制の確立等によるエコプロダクツ（環境配慮型の製品・サービス）の市場形成や活性化、地域に根ざした環境ビジネスの振興等、具体的な支援策の検討を行っていく必要がある。

我が国の先進的な環境技術のアジア地域への普及を図り、アジアを巻き込んだ環境ビジネスの展開を図る必要がある。

環境分野と他分野（ナノテクノロジー等）との融合領域の取組、人材の育成、地域における科学技術の一層の推進を図る必要がある。

地域における科学技術の振興を図るため、環境技術の普及・促進を目的として、環境技術の環境保全効果等についての客観的な実証を行う必要がある。

【15年度の方向性】

環境ビジネスの活性化

環境ビジネスに係る情報提供やエコプロダクツの市場形成などに資する具体的な支援策の検討

ナノテクノロジーなどの他分野との融合領域の取組の推進

環境技術実証モデル事業の実施による環境技術の普及促進

【反映状況】

平成15年度の重点施策へ反映

1．脱温暖化社会・循環型の持続可能な社会の迅速な構築

(2)経済のグリーン化・環境ビジネスの推進

環境ビジネスの活性化等による経済のグリーン化の推進

脱温暖化社会・循環型社会を迅速に構築し、同時に経済の活性化を図るため、環境ビジネスの活性化を積極的に進め、経済のグリーン化の進展を図る。このため、環境ビジネスに関する情報交換や情報整備のための企業や消費者との意見交換の場（環境ビジネス協議会）の設置等、環境配慮型製品・サービス（エコプロダクツ）の市場形成・普及促進、地域資源を活用した環境ビジネスの振興、海外への環境ビジネスの積極的な展開などに資する具体的な支援策を検討し、推進する。

《事業の拡充を図るものの例》

（単位：百万円）

15年度要求額（14年度予算額）

- ・環境と経済の統合のための産業活動のグリーン化促進に関する調査検討費 22(8)
 (施 策 名 : 環境保全型産業活動の促進)
 (事務事業名 : エコビジネスの振興)

環境ビジネス全般に関する現状と将来予測、ビジョンについては、これまでに各種の調査報告書を取りまとめているが、具体的な支援方策については検討が十分でないため、これまでの基礎調査に加えて、環境ビジネスを展開している企業等との情報交換の場を設置することなどにより、具体的な促進方策を検討していくための予算を要求することとした。

環境研究・環境技術開発の促進

ナノテクノロジーを活用した環境技術やバイオマス利用技術の開発、温室効果ガスの観測用衛星センサーの開発を進めるとともに、温室効果ガス濃度安定化技術、次世代を担う廃棄物処理技術、自然共生化技術等を対象とした競争的資金の拡充や民間企業等を対象とした試験研究税制の拡充等により、環境研究・環境技術開発の促進を図る。また、中小企業やベンチャー企業などによる環境技術の市場への普及促進に向け、環境技術の環境保全効果等についての客観的な実証システムを試行実施する。

《新規に予算要求したものの例》 (単位 : 百万円)

15 年度要求額 (14 年度予算額)

- ・ (新) ナノテクノロジーを活用した環境技術開発推進事業 1,000(0)
 (施 策 名 : 試験研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等)
 (事務事業名 : 適正な技術の振興)

ナノテクノロジーは最近急速に発展してきており、環境分野への応用も期待されていることから、ナノテクノロジーを活用した環境技術として、超小型・高機能環境モニタリング技術、健康・生態影響の多角的評価システム、有害物質の高効率除去膜を開発するための予算を要求することとした。

- ・ (新) 環境技術実証モデル事業 250(0)
 (施 策 名 : 試験研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等)
 (事務事業名 : 適正な技術の振興)

現時点では、有用と思われる環境技術でも、環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために、自治体などのエンドユーザーが安心して使用することができないことから普及が進まない場合がある。このため、既に適用可能な段階にありながら、普及が進んでいない先進的環境技術の普及を促進するため、その環境保全効果等を第三者が客観的に実証する事業をモデル的に実施するための予算を要求することとした。

分野4．自然生態系の保全・再生

【評価結果の概要】

生物の量的情報や生態系の機能・構造に係る詳細な情報収集は十分果たされておらず、また近年人為的要因により急速に変化している森林、湿原、干潟などの生態系について、長期的・継続的なきめ細かな自然環境情報収集・モニタリングの実施が必要となっている。

自然再生事業については、計画段階から専門家やNGO等の参画を得るなど地域の多様な主体の連携による自然再生事業を積極的に推進していくとともに、自然再生事業に参加するNPO等の支援策や実施体制の一層の充実を図っていく必要がある。移入種（外来種）問題については、今後、輸入や利用に先立つ影響の評価について検討を行っていく必要がある。

生物多様性条約「バイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書」の締結に向けて、国内措置を早急に確立しカルタヘナ議定書を締結する必要がある。

【15年度の方向性】

自然環境データの整備
自然再生事業の推進
森林の保全、生態系の保全、里地里山の保全、移入種対策等の推進
自然環境を活かした地域づくりの推進

【反映状況】

平成15年度の重点施策へ反映

2．生態系の保全・再生による良好な地域環境の創造

自然環境データの整備

生物の量的情報や生態系の機能・構造に係る詳細な情報収集を進めるとともに、近年人為的要因により急速に変化している森林、湿原、干潟などの生態系について全国にモニタリングサイトを設定し、長期的・継続的にきめ細かな自然環境情報の収集・モニタリングを行う。

《新規に予算要求したものの例》

(単位：百万円)

15年度要求額(14年度予算額)

・(新)重要生態系監視地域モニタリング推進事業費 600(0)
(モニタリングサイト1000)

(施策名：生物多様性の確保に係る施策の総合的推進)

(事務事業名：自然環境基礎調査の推進)

全国の自然環境の総合的な把握を進めるため、生態系の精度の高い量的把握、継続

的な監視などを行う「重要生態系監視地域（モニタリングサイト）」を1000カ所程度設置する。これにより、それぞれの生態系の変位を全国的に長期間にわたって把握し、生態系保全上の問題を早期に発見するとともに、問題解決に必要な情報を収集し、データ比較の標準地として活用していくための予算を要求することとした。

自然環境の再生の推進

失われた自然環境の再生を積極的に推進するため、関係省庁と連携しつつ、計画段階から専門家やNPO等の参画を得るなど地域の多様な主体との連携を図りながら、自然再生事業を実施する。その際、地球環境基金の活用や税制措置により自然再生事業に参加するNPO等の支援策や実施体制の一層の充実に努める。

生態系保全の取組の強化

生物多様性条約「バイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書」の締結に向けて遺伝子組換え生物の生物多様性への影響に関する評価等に係る国内措置を早急に確立し、実施を図るとともに、移入種による地域固有の生態系等への影響を低減するための対策を進める。また、新・生物多様性国家戦略に基づく施策の実施、評価を着実に進める。

《新規に予算要求したものの例》

(単位：百万円)

15年度要求額(14年度予算額)

- ・(新)移入種リスク評価基盤緊急整備事業 52(0)
 (施策名：野生生物の保護管理)
 (事務事業名：移入生物対策)

国内に定着している移入種や、今後国内に定着した場合に影響を及ぼすおそれの高い生物など、対策を講じていく必要のある移入種のリストを作成し、繁殖特性、適応可能な環境、影響事例等のデータベースを作成してリスク評価の基礎資料とする。また、リスク評価の手法を検討するための予算を要求することとした。

《事業の拡充を図るものの例》

- ・遺伝子組換え生物対策事業 51(23)
 (施策名：野生生物の保護管理)
 (事務事業名：移入生物対策)

遺伝子組換え技術は進歩が著しく、生態系への影響についても未知の部分が多いことから、遺伝子組換え生物を輸入する場合に行う評価の手法について、新規に開発が進められる組換え生物の情報、最新の学術的な知見、各国の評価手法等の情報を収集したうえで検討を行うための予算を要求することとした。

国立公園等の自然を活用した地域づくり

地球温暖化の防止にも資する森林の保全・再生や生態系の保全を推進するため、グリーンワーカー事業の拡充を図るとともに、地域との協力の充実に努める。また、豊かな自然環境に恵まれた地域において、良好な地域づくりに資する施設整備を進めるとともに、環境教育や環境学習の視点も重視しながら、地域における自然環境

《新規に予算要求をしたものの例》

(単位：百万円)

15年度要求額(14年度予算額)

- ・(新)自然公園民間活動推進モデル事業費 17(0)
(施策名：自然環境の保全)
(事務事業名：国立公園の保全管理)

平成15年4月の改正自然公園法の施行により、NPO法人等を指定する公園管理団体制度及びその公園管理団体と土地所有者が締結する風景地保護協定制度が発足することから、これらの制度を活用した民間活動による風景地の保護を推進するためのモデル事業を実施するための予算を要求することとした。

《事業の拡充を図るものの例》

- ・国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンカー)事業 500(119)
(施策名：自然環境の保全)
(事務事業名：国立公園の保全管理)

平成13年度より国立公園等において、自然や社会状況を熟知した地元住民の雇用により、山岳地等の作業困難地における清掃や登山道の維持補修等を行い、国立公園等の管理のグレードアップを図っているところであるが、未だ山積する課題への対応に加え、新・生物多様性国家戦略の策定を受け、また、地球温暖化の防止の観点も含め、森林保全・再生や動植物調査等の新たな課題に取り組むための予算を要求することとした。

分野5．化学物質等による環境リスクの管理

【評価結果の概要】

今後、化学物質の審査・規制への生態系保全の観点の導入を含めた、より効果的・効率的な体系への見直しが必要となっている。
P R T Rデータを活用した環境リスクの適切な管理とリスクコミュニケーションの促進に向けた取組を強化することが必要となっている。
今後、自動車排出ガス対策を一層推進するとともに、二次生成粒子についても発生機構の解明や原因物質の排出削減について検討するなど、浮遊粒子状物質の排出削減のための総合的な対策を実施していく必要がある。
湖沼、内湾等の閉鎖性水域については、非特定汚染源について、さらに汚濁負荷量の把握や対策手法の確立等を進めていく必要がある。
水生生物への影響にも留意した環境基準等の水質目標について検討を進めていく必要がある。
土壤汚染対策法の円滑な施行に向けた体制整備が必要となっている。

【15年度の方向性】

生態系保全を視野に入れた化学物質の審査・規制の導入、P R T Rデータの活用を図り、環境リスクの的確な評価・低減対策の推進
リスクコミュニケーションの推進
大気、水質の環境基準の達成が芳しくない項目の原因究明と対策の推進

【反映状況】

平成15年度の重点施策へ反映

2．生態系の保全・再生による良好な地域環境の創造

生態系保全の取組の強化

新たに生態系保全も視野に入れた化学物質の審査・規制の法的枠組みの整備を進めるとともに、水生生物への影響にも配慮した環境基準等の水質目標について検討を進める。

《事業の拡充を図るものの例》

(単位：百万円)

15年度要求額(14年度予算額)

- ・生態系保全の観点を含めた化学物質の審査・規制手法の改善調査 74(40)
(施策名：環境リスクの管理)
(事務事業名：化学物質の審査・規制等)

化学物質審査規制法に新たに生態系保全の観点を導入して生態影響評価に基づく化学物質の規制を行っていくために、試験機関の違い等で試験結果に変動を生じることのないような高精度な生態影響試験法を整備する必要があるため、導入を予定してい

る試験法について、順次精度の確認試験を行い試験法を整備するとともに、試験法の研修を行うための予算を要求することとした。

- ・水生生物保全のための水質目標の検討 87(35)
(施 策 名 : 流域の視点から見た水環境の保全)
(事務事業名 : 環境基準の設定・見直し)

水生生物保全のための水質目標の設定に向けて更に検討を推進することが必要であるとの評価を踏まえ、有害化学物質の水環境中濃度及び水生生物の生息状況等調査及び魚類等の毒性試験を行い、水生生物保全のための水質目標について、環境基準（生活環境項目）としての位置付けを視野に入れた検討を行うための予算を要求することとした。

3. 地域環境の安全性と国民の安心の確保

化学物質による環境リスクの評価・低減及びリスクコミュニケーションの推進

化学物質による環境リスクの低減を一層推進するため、化学物質排出量把握管理促進法に基づき14年度から集計・公表されるPRTRデータの活用を図りつつ、環境リスクの的確な評価を行い、リスク低減対策に反映させていく。さらに、内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）についてリスク評価や汚染メカニズムの解明等を進めるとともに、ダイオキシン類対策の充実に努める。また、国民の環境リスクへの不安に的確に対処するため、リスクコミュニケーションを推進するとともに、有害化学物質による地球環境汚染防止等のため、国際的に協調した取組も推進する。

《事業の拡充を図るものの例》

(単位 : 百万円)

15年度要求額 (14年度予算額)

- ・PRTR制度運用・データ活用事業 394(316)
(施 策 名 : リスクコミュニケーションの推進)
(事務事業名 : PRTRデータの円滑な集計・公表等)

平成14年度に第1回の公表が行われるPRTRデータの有効な活用のための取組として、環境対策の優先度の高い化学物質を選定するためのランキングシステムの開発、環境リスク低減のための方向性を示す「化学物質環境リスク低減プラン（仮称）」の策定及び地方自治体への技術的支援を行うための予算を要求することとした。

- ・化学物質環境安全社会推進費 87(16)
(施 策 名 : リスクコミュニケーションの推進)
(事務事業名 : リスクコミュニケーションに必要な人材の育成等)

化学物質による環境汚染に関する国民の不安解消のため、新たに化学物質に係る分かりやすい情報の整備を行うとともに「化学物質アドバイザー（仮称）」の育成及び「化学物質と環境円卓会議」を充実し、リスクコミュニケーションの推進を図るための予算を要求することとした。

《事業の整理合理化を図るものの例》

- ・ダイオキシン類土壌環境基準等検討調査費 30(115)
(施 策 名 : 土壌環境の保全)
(事務事業名 : 環境基準の設定調査)

多様な暴露リスクを考慮した土壌環境基準の検討・見直しのため、土壌中のダイオキシン類の挙動等にかかる知見の集積を図ってきたところであるが、これまでの知見の集積を踏まえて地下水への影響等、未解明の課題にテーマを絞り、調査を実施することとした。

粒子状物質など大気汚染物質の排出削減への取組等の推進

燃料電池車などを始めとする低公害車の普及促進や環境への負荷が少ない交通の実現に向けた取組などの自動車排出ガス対策を一層推進するとともに、二次粒子対策などを含めた総合的な対策を実施することにより、浮遊粒子状物質などの大気汚染物質の排出量削減を進める。また、生体影響への懸念が指摘されている極微小の粒子（環境ナノ粒子）についての調査研究を進め、その実態解明を図る。さらに、花粉症対策を推進するため引き続き花粉の観測・予防体制の整備を図る。

《新規に予算要求したものの例》 (単位 : 百万円)

15 年度要求額 (14 年度予算額)

- ・ (新) 環境ナノ粒子の生体影響に関する調査研究費 113(0)
(施 策 名 : 基礎調査・監視測定体制の整備等)
(事務事業名 : DEP、PM2.5に関する科学的知見の充実)

自動車排出ガスに係るPM規制の強化に伴い、排出粒子が従来より微小化することが予想され、これら極微小粒子（環境ナノ粒子）についても健康影響が懸念されることから、生体影響研究を行い、知見の集積に努めることとした。

《事業の拡充を図るものの例》

- ・環境保全型交通体系（E S T）推進経費 28(15)
(施 策 名 : 自動車排ガス対策)
(事務事業名 : 総量削減対策)

環境面から持続可能な交通のあり方や具体化について検討し、さらに、各国の交通と環境の実情を踏まえたアジア版E S Tガイドラインの策定を行い、アジア諸国でのE S Tの具体化を図っていくための予算を要求することとした。

水環境・土壌環境の改善に向けた取組の推進

有明海等の内湾や湖沼における水質汚濁防止の推進、有機汚濁に関する規制の在り方に関する調査研究等を進めるとともに、水生生物への影響に留意した環境基準等の水質目標や環境管理施策についての検討を進める。また、土壌汚染対策については、本年5月に制定された土壌汚染対策法の円滑な施行に向け、着実に体制整備を行う。

《新規に予算要求したものの例》

(単位：百万円)

15年度要求額(14年度予算額)

- ・(新)水生生物保全のための排出影響調査

40(0)

(施策名：水利用の各段階における負荷の低減)

(事務事業名：負荷低減対策)

現在、水生生物に影響を与えることが懸念される重金属・化学物質について水質目標を設定するための検討が進められており、今後適切に環境管理を行っていく必要がある。

このため、水生生物に対する影響を防止する観点から環境基準等が検討されている重金属・化学物質に関する排出実態等を調査し、今後の環境管理施策のあり方を検討するための予算を要求することとした。

分野 6 . 環境教育・環境保全活動の活性化

【評価結果の概要】

環境カウンセラーを地域における環境保全活動のために活用していくためにはまだ大幅に不足しており、また、登録者の一層のレベルアップも必要である。地域における環境保全活動を強力に推進するためには、環境カウンセラー制度の見直しや研修の拡充を含め、人材育成策の大幅な拡充を検討していく必要がある。地方環境対策調査官事務所を活用した環境保全活動を検討する必要がある。法制度の整備や地域における環境保全活動を活性化させるためのNPO法人の税制優遇措置等その検討結果を踏まえた対応が必要となっている。

【15年度の方向性】

既存施策の積極的な推進
環境分野における人材の育成・活用
NPO法人に対する支援の拡充、地方環境対策調査官事務所の活用

【反映状況】

平成 15 年度の重点施策へ反映

4 . 環境保全活動の活性化

環境教育・環境学習の充実

環境教育・環境学習の充実を図るため、文部科学省と共同で総合的なデータベースを整備するとともに、文部科学省との連携により学校教員や地域の環境保全活動を実践するリーダーを対象とした研修を実施する等、環境教育分野における人材の育成を進めていく。また、国設鳥獣保護区における環境学習・保全調査拠点施設の設置や、愛知万博での環境教育活動の推進など、多様な場を利用して環境教育・環境学習に関する施策を推進する。

《新規に予算要求したものの例》

(単位：百万円)

15 年度要求額 (14 年度予算額)

- | | |
|----------------------------|--------|
| ・ (新)環境教育・環境学習データベース総合整備事業 | 20(0) |
| (施 策 名 : 環境教育・環境学習の推進) | |
| (事務事業名 : 情報の提供) | |

「総合的な学習の時間」が全面実施されたこと等により学校内における環境教育や地域における環境学習に対する要請が高まる中、環境教育・環境学習の総合的な情報の提供が不可欠な状況であることから、文部科学省との共同事業として、多様な環境教育・環境学習関連情報を収集し、総合的な環境学習データベースを整備することにより、幅広く情報提供をするための予算を要求することとした。

・(新)環境教育指導者育成事業

18(0)

(施 策 名 : 環境教育・環境学習の推進)

(事務事業名 : 人材の育成)

環境保全に関わる人材として、環境カウンセラー等に対する取り組みを行ってきたが、14年度4月からの学校における総合学習の時間の本格導入等により環境教育・環境学習にかかる人材が一層求められることから、文部科学省と連携し、学校教員及び地域の活動実践リーダーを対象に研修を行い、環境教育・環境学習の指導者として養成するための予算を要求することとした。

創造的な地域の環境保全活動への支援の拡充

地域における環境保全活動を強力に推進し、地域の個性ある発展を図るため、地域の特色を踏まえた独自の環境に配慮したソフト面を重視した創造的なまちづくり事業を支援するとともに、環境NPO等に対する支援を拡充する。また、地域における環境保全活動を支える新たな環境基盤の構築を目指した法的枠組みの整備を進める。さらに、各種の環境保全活動の実施をコーディネートするため、地方環境対策調査官事務所を拠点として活用していく。

《事業の拡充をしたものの例》

(単位 : 百万円)

15 年度要求額 (14 年度予算額)

・地方環境対策調査官事務所情報提供・連携等経費

57(8)

(施 策 名 : 環境パートナーシップの形成)

(事務事業名 : 環境NGO・企業等の交流促進)

平成13年10月に設置した地方環境調査官事務所は、リサイクル諸法に基づく事業申請の受付、公害諸法に基づく立入検査等を実施するほか、地域情報の収集、地域協議会の管理運営等を行い、環境省の政策に関する情報提供を行ってきたところであるが、これに加え、地域における地球温暖化の推進、環境保全活動の活性化を図るため、地球温暖化対策推進のための連絡会議を設置し運営するとともに、環境保全活動の活性化に向けて環境カウンセラー等を活用し、環境教育・環境学習を推進するための予算を要求することとした。

分野7．ヨハネスブルグ・サミットを踏まえた国際協力の展開

【評価結果の概要】

ヨハネスブルグサミットを契機としてアジア太平洋地域における持続可能な発展を強力に進めるため、開発途上国に対する科学者等の人づくりや活用可能な政策ツールの開発など戦略的な国際協力等の展開を図っていく必要がある。
国内では、ローカルアジェンダを行動に移していくための取組を進める必要がある。

【15年度の方向性】

アジア太平洋地域を中心に、人材育成支援や政策ツールの開発・普及
途上国における持続可能な発展を進めるための戦略的な国際協力の展開

【反映状況】

平成15年度の重点施策へ反映

5．アジア・太平洋地域の持続可能な社会づくりへの貢献

ヨハネスブルグサミットの成果を踏まえて、アジア・太平洋地域を中心にした持続可能な開発を協力に進めるため、途上国における研究科学能力の向上を図るための人づくりを進めるなど、戦略的な国際協力の展開を図る。

また、同サミットで採択された「実施計画」に含まれている「持続可能な開発のための教育の10年」を推進する。

《新規に予算要求したものの例》

(単位：百万円)

15年度要求額(14年度予算額)

- ・(新)国際環境協力における南南協力推進検討事業 15(0)
(施策名：開発途上地域の環境の保全等に関する国際協力)
(事務事業名：開発途上地域の環境の保全への協力)

国際環境協力を行う際には、途上国各国の状況・レベルに応じた技術やノウハウ等の移転が必要であり、効果的・効率的な援助のしくみとして、中核となる途上国から周辺の途上国に技術移転を行う南南協力を日本として促進していく方法が注目されている。このため、モデル事業を通じて、環境分野での南南協力の効果的方法について検討を行い、今後のODA事業展開の基礎を作るための予算を要求することとした。

《事業の拡充を図るものの例》

- ・地球環境に関するアジア太平洋地域共同研究・観測推進費 267(147)
(施策名：開発途上地域の環境の保全等に関する

国際協力)

(事務事業名：開発途上地域の環境の保全への協力)

京都議定書への途上国の参加を促進するため、途上国自ら地球温暖化の将来予測、影響評価、緩和・適応方策の検討が可能となる科学的・実践的能力の向上を図る必要がある。

このため、APN(アジア太平洋地球変動研究ネットワーク)活動を強化してアジア太平洋地域の科学的な面からの人材育成と能力向上を飛躍的に拡大し、途上国共同による地球温暖化予測・影響・緩和・適応に関する一貫した研究の推進、他地域の研究ネットワークとの経験や知見の共有、研究成果の政策決定プロセスへの反映のための活動を総合的に実施するための予算を要求することとした。

《事業の整理合理化を図るものの例》

- ・アジア太平洋地域生物多様性保全推進費 18(25)
(うち浅海域の重要生態系の保全)

(施策名：生物多様性の確保に係る施策の総合的
推進)

(事務事業名：国際協力)

新・生物多様性国家戦略やヨハネスブルグサミット実施計画等を踏まえ、これまでアジア地域を対象に進めてきたサンゴ礁モニタリングネットワーク構築の取組をアジア太平洋地域に拡大し、さらに、藻場・サンゴ礁・マングローブ等の生態系を含む浅海域生態系保全のための具体的取組の推進への展開を図るための予算を要求することとし、従来から行っている、国内におけるサンゴ礁のモニタリングについては、別途要求している重要生態系監視地域モニタリング推進事業費(モニタリングサイト1000)で行うことにする等、整理合理化を図ることとした。